

「福岡市人権保育指針」についての留意点

(平成26年4月1日)

本市においては、平成24年4月1日に策定した「福岡市人権保育指針」に基づき、保育所(園)を中心として、保護者、地域、関係機関とともに「人権を大切にす
る心を育てる」保育をすすめている。

人権保育は、すべての子どもたちの基本的人権を尊重し、生きる喜びや豊かな人間性を育みながら、人権意識や人権感覚を育てる保育である。

このたび、子どもの実態や各保育所(園)の実情に応じて創意工夫を図りながら、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重する人権保育のさらなる充実のため、「福岡市人権保育指針」の各項目に関して、以下のように保育を実施する際の留意点を示すものである。

1 すべての子どもの発達保障

一人ひとりの子どもを、基本的人権を有するかけがえのない存在として認識し、子どもの最善の利益を考慮するとともに、一人ひとりの子どもの状況を把握して、基本的な生活習慣や人と関わる力、豊かな感性など、生涯にわたる生きる力の基礎を育む保育を行う。

(1) 一人ひとりを大切にする

子どものありのままの姿に寄り添い、一人ひとりの気持ちを十分に受け止め、丁寧に関わりながら子どもが安心感を持てるようにする。

発達の援助の際には、一人ひとりの心身の発達の個人差、生育歴、家庭環境などに十分留意して、生活リズムを整え生命の保持や情緒の安定に努め、健康な生活を送るための基盤をつくっていく。

(2) 生命の尊さ、大切さを伝える

友達と一緒に身近な動植物、自然と関わる中で、植物の生長や命の誕生などに気付き、命を育むことの責任や喜び、友達と共感し感動する気持ちを味わえるようにする。

その中で、生物の循環や命のつながりを知らせ、命を頂いていることへの感謝の気持ちや命を大切にする気持ちを育んでいく。

(3) 子どもの意欲と主体性を育てる

生活や遊びの中で発達に応じた経験を積み重ねていくことができるように、人的環境、物的環境を計画的に整え、自然や社会の事象などを適宜に捉えて、子どもの発達の特性、発達過程に応じた援助を行う。

環境との相互作用による、様々な体験や経験を通じて感覚(五感)の働きを豊かにし、感性や好奇心、探究心や思考力、創造性や表現する力などを培い、主体的に遊びに関わる力を育んでいく。

2 子どもの人権感覚の育成

子どもを一個の主体として尊重し、受け止め、認めるという対応を通して、自分や他の人を大切な存在であると思う心や、人に対する愛情と信頼感を育て、人権を大切にするとともに、人権の視点から行動する力の基礎を培う。

そして、すべての子どもたちが、性別や国籍、出身、障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず大切にされ、その能力を十分に発揮できるようにするとともに、互いを尊重し認め合える人間関係づくりに努める。

(1) 自尊感情を育てる

子どもを権利の主体として尊重しているかを常に振り返り、子ども一人ひとりが、周りの大人から愛され、認められているという実感が持てるように丁寧に関わり、人を信頼する気持ち、自分や他の人を大切に思う気持ちを育てていく。

(2) 思いやりの心を育て、豊かな人間性を育む

豊かな感性と愛情を持って子どもの思いに寄り添い、一人ひとりの言葉や行動を丁寧に受け止め関わっていくことにより、思いやりの心や豊かな人間性を育てていく。

(3) 人との関わりの中で、自分で考え行動する力を培う

様々な人との関わりが持てるような保育内容を工夫し、その中で生まれる色々な感情や欲求に対し、自分の思いを伝え人の考えを聞くことで、相手の立場になって考えることができる想像力や子ども自らが人と関わる力が培われるようにする。

また、活動を通して、子どもが物事をよく見て、よく聞いて、自ら判断し行動できる力が培われるように、子ども同士の関係をつなぎ、友達と一緒に取り組もうとする気持ちを育みながら援助し関わっていく。

(4) 違いを認め合い尊重する心を育てる

大人が子どもの生活や遊びの中に、自身の偏見や固定的な意識、言動、態度などを反映していないか振り返りながら、子どもが性差・国籍・文化・職業・障がいなど、様々な違いを認められるよう保育環境を整える。

また、身近な人々との社会体験の中で、身の周りの人々が違いを認め支え合って生活していることを実感できるようにして、互いの違いを尊重する心を育てていく。

3 保護者に対する支援

保護者が子どもの人権を大切に、子育てへの意欲や自信、喜びを持って子育てができるよう、保護者の思いを受け止め、理解し、一人ひとりの保護者の状況に配慮しながら支援する。また、地域の子育て家庭への支援にも、積極的に取り組む。

(1) 子どもと保護者が安心できる信頼関係を築く

日頃から保護者が話しやすい雰囲気を作り、保育所（園）での子どもの姿や保育のねらい、子どもの気持ちや行動の理解の仕方などを具体的に伝える。

また、保護者の思いや状況を受け止めて子育てについての相互理解を深め、子どもと保護者の安定した関係に配慮した支援を行い、信頼関係を築いていく。

(2) 保護者同士が支え合える関係を築く

保護者同士が支え合い、安心して子育てができる関係が築けるように、子育てに対する思いや楽しさ、悩みなどを十分話し共有できる場や環境を日常保育や行事の中で工夫していく。

(3) 地域の保護者等に対する子育て支援を行う

子育て支援に関する情報を地域に発信するなど、未就園児の保護者が孤立することがないように、地域の関係機関と情報を共有しながら、共に地域の子育て支援に取り組んでいく。

(4) 家庭と地域、関係機関と連携する

ネットワーク機能を活用し地域における子どもの状況の把握に努め、地域や関係機関と連携・協力し、支援が必要な家庭に対する具体的な援助の方法を考えていく。

また、不適切な養育が見受けられた場合などは、関係機関と速やかに連携して適切に対応していく。

4 人権保育の推進・充実

人権保育の推進・充実が図れるよう、保育所（園）全体で組織的・計画的に取り組みを進めるとともに、職員は、豊かな人間性と人権感覚が身につくよう、研修の充実や自己研鑽に努める。

さらに、地域、学校、関係団体との連携を積極的に図る。

(1) 職員の人権感覚の向上を図る

保育所（園）の課題を明確にし、職員一人ひとりが共通認識を持って、その解決に向けて互いを尊重し合う集団の中で意欲的に意見交換をする。その中で、専門性の向上を図りながら様々な人権問題に関する正しい理解と認識を深め、一人ひとりが人権感覚に根ざした行動を身につけられるようにする。

また、人権保育の実践交流など研修の場において、他の保育所（園）との情報交換を図り、自園の取り組みを向上させていく。

(2) 保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校との連携を図る

人権保育や人権教育が連続性を持って行われるように、職員や子どもたちが相互に交流できる関係作りをし、めざす子ども像について意見交流を重ねて共通認識・共通理解を図っていく。

(3) 保育所（園）、家庭、地域が密接に連携を図る

保育のねらいや保育の中で大切にしていることを家庭や地域にわかりやすく情報発信するとともに、家庭や地域の思い、状況、情報などの相互理解に努め、取り組みを共有できるようにする。

また、家庭や地域の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験や保育内容の充実を図り、保育所（園）・家庭・地域で、子どもたちを24時間見守ることができる関係を構築するように努めていく。